

(改正後)

(改正前)

高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱	高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱
<p>第1条～第13条(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年3月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年3月20日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p>第1条～第13条(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年3月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年3月20日から施行し、改正後の規定は平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p>

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

(追加)

## (改正後)

別表(第2条、第3条関係)

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(LPGボイラー、木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。		

## (改正前)

別表(第3条関係)

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上(特認4分の1以上)とする。
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。		

(改正後)

第8号様式

流出防止装置付き燃料タンク等整備計画

市町村名： \_\_\_\_\_

1. 流出防止装置付き燃料タンク整備の具体的方針

2. 整備計画

年 度	総タンク 設置数	整備 実績数 ①	申請年度 ②	申請年度からの経過年度				②～⑥ 合 計	総整備数 ①～⑥ 合計
				1年度 ③	2年度 ④	3年度 ⑤	4年度 ⑥		
タンク 整備数	基	基	基	基	基	基	基	基	基

※総タンク設置数は直近の燃料タンク悉皆調査結果に基づくタンク数を記載してください。  
 ※①には平成26年度以降、燃料タンク対策事業で整備した流出防止装置付き燃料タンク整備実績数を記載してください。  
 ※②～⑥には燃料タンク対策事業を活用して整備する予定の流出防止装置付き燃料タンクの基数を記載してください。

3. 整備推進のための対策

(改正前)

第8号様式

流出防止装置付き燃料タンク等整備計画

市町村名： \_\_\_\_\_

1. 流出防止装置付き燃料タンク整備の具体的方針

2. 整備計画

年 度	総タンク 設置数	平成26 ～令和3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 4～8 合 計	総整備数
タンク 整備数	基	基	基	基	基	基	基	基	基

※総タンク設置数は直近の燃料タンク悉皆調査結果に基づくタンク数を記載してください。  
 ※平成26年度～令和3年度は燃料タンク対策事業で整備した流出防止装置付き燃料タンク整備実績数、令和4年度以降は整備予定数を記載してください。  
 ※総整備数は、燃料タンク対策事業における平成26年度～令和8年度までの整備見込み数

3. 整備推進のための対策